

令和6年度福祉教育・ボランティア学習普及校事業 実施要領

1 目 的

児童・生徒が福祉活動やボランティア活動体験を通じて、地域福祉への理解と関心を深め、一人ひとりが社会の大切な存在として尊ばれる福祉の心を育てることを目的に、小・中・高等学校及び特別支援学校を対象に福祉教育・ボランティア学習普及校（以下「普及校」という。）に指定して事業を推進するとともに、地域福祉活動の推進を図るものとする。

2 実施主体 社会福祉法人長野市社会福祉協議会（以下、「社協」という）

3 財 源 赤い羽根共同募金の配分金（令和6年度配分）

4 対 象 長野市内の小学校、中学校、高等学校、特別支援学校
（児童会・生徒会、委員会、クラブ、PTA活動等を含む）

5 指定期間 1 年

6 助 成 予算の範囲内で、1校につき30,000円を上限に必要な経費を助成する。

7 活 動 普及校においては、目的達成のために、各校の実情に合わせ、地域・学校の特性を生かした活動を行うものとする。

8 社協の役割

- (1) 普及校に対して活動費を助成する。
- (2) 普及校説明会、福祉教育のつどいや研修会等を開催し、福祉教育の実践を学び合う場を提供する。
- (3) 福祉教育・ボランティア学習の資料や情報の提供及び活動の支援を行う。
- (4) その他必要とする事業を行う。

9 申請について

- (1) 募集期間 令和6年4月26日(金)～令和6年5月31日(金)
- (2) 手 続 き 申請は、学校長名による別紙様式第1号-①「福祉教育・ボランティア学習普及校指定申請書」、②「助成金振込先口座情報添付用紙」、③「福祉教育・ボランティア学習普及校活動計画書」を社協へ提出する。
- (3) 決 定 社協は申請事項の審査を行い、普及校の指定の可否を決定し通知する。
- (4) 活動対象 令和6年6月1日(土)～令和7年2月28日(金)の間に終了する活動

10 実績報告について

普及校は事業終了後1カ月、または当該年度の2月末日のいずれか早い日までに、以下の書類を提出しなければならない。

- (1) 別紙様式第2号-①「福祉教育・ボランティア学習普及校事業実績報告書」及び②「福祉教育・ボランティア学習普及校活動報告書」
- (2) 活動の写真及び感想文、調査結果など福祉教育・ボランティア活動の実践がわかる資料

11 申込み・問合せ先

社会福祉法人長野市社会福祉協議会 長野市ボランティアセンター

(住所) 〒380-0813 長野市大字鶴賀緑町1714-5 長野市ふれあい福祉センター1階
(TEL) 026-227-3707 (FAX) 026-224-1513 (E-mail) vc@cswnaganocity.or.jp